

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日の翌日)

## 目 次

- ◆ 告 示 保険薬剤師の登録  
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 結核予防法による医療機関の指定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可(八件)
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 地域森林計画の決定
- 地域森林計画の変更
- 保安林の指定の解除
- 開発行為に関する工事の完了(二件)
- ◆ 告 告 歯科衛生士試験の実施
- 歯科技工士試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第八十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
福 井 賢	鳥取 第四二二号	昭和五十五年二月四日

### 鳥取県告示第八十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
三好 秀樹	鳥国医 第二、四四九号	昭和五十五年一月十七日
福井 賢	鳥国薬 第四二二号	昭和五十五年二月四日

鳥取県告示第百八十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十五年一月二十八日	板倉整形脳外科医院	八頭郡家町大字郡家五九五の五

鳥取県告示第百八十六号

昭和五十四年十一月二十六日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（穴鴨第二地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年二月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十七号

江府町から申請のあつた町営土地改良（吉原地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百八十八号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(父原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百八十九号

江府町から申請のあつた町営土地改良(西成地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百九十号

関金町から申請のあつた町営土地改良(船ヶ谷地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月二十日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百九十一号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(河内第二地区農道整備とは場整備を一体とした)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百九十二号

江府町から申請のあつた町営土地改良(西成地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第九十三号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（岩本地区農道舗装と暗きよ排水を一体とした）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第九十四号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（富江地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第九十五号

昭和五十五年一月二十三日付けで河原町から申請のあつた下佐貫第二地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（

昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十五年二月二十七日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

河原町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、日野地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

1 日野地域森林計画書

2 日野地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年二月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び日野地方農林振興局

鳥取県告示第百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び米子森林計画区の地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

1 鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び米子森林計画区  
の地域森林計画の変更に係る計画書

2 鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び米子森林計画区  
の地域森林計画において対象とする森林区域の変更に係る森林計

画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年二月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を  
所管する地方農林振興局

鳥取県告示第百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定に  
より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字松神字灘際一二八三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「一次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び北条  
町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年一月九日鳥取県指令受都計第二百八十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字下池田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町六五六番地

新日本ハウス株式会社

代表取締役 小野 伊佐男

鳥取県告示第二百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十七年十二月十八日鳥取県指令受都計第五百八十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字下町田ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古海五四二番地

株式会社 清水商店

代表取締役 清水 昭允

公 告

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第11条第1項の規定により、歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和55年2月26日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施期日

学説試験 昭和55年3月29日（土） 午前9時から

実地試験 昭和55年3月30日（土） 午前9時から

2 実施場所

学説試験 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

実地試験 鳥取市戎町325番地 鳥取県立歯科衛生士学院

3 受験願書の提出期間

昭和55年3月3日（月）から同月13日（木）まで（郵送の場合は、昭和55年3月13日までの消印があるものは、有効とする。）

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号26—7190）へ問い合わせること。

歯科技工法（昭和30年法律第168号）第12条第1項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

昭和55年2月26日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施期日

学説試験 昭和55年3月15日（土） 午前9時から

実地試験 昭和55年3月16日（日） 午前9時から

2 実施場所

鳥取市富安二丁目84番地 鳥取歯科技工専門学校

3 受験願書の提出期間

昭和55年2月26日（火）から同年3月3日（月）まで（郵送の場合は、

昭和55年3月3日までの消印のあるものは、有効とする。）

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号26—7190）へ問い合わせること。